

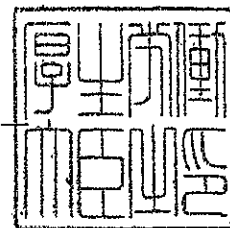
厚生労働省発職第0325001号

平成20年3月25日

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

厚生労働大臣 舛添 要



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱(案)

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一〇六 (略)

七 育児・介護雇用安定等助成金制度の改正

育児・介護雇用安定等助成金について、三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する被保険者に対し育児休業に準ずる制度等を実施した事業主に対する助成を廃止するとともに、次に掲げる事業主に対して新たに助成するものとする。

- (一) 三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する被保険者について、短時間勤務の制度を設け、当該被保険者に対し当該制度を実施した中小企業事業主
- (二) 小学校就学の始期から小学校第三学年修了までの子を養育する被保険者について、短時間勤務の制度を設け、当該被保険者に対し当該制度を実施した事業主
- (三) 三歳に達するまでの子を養育する被保険者、三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する被保険者又は小学校就学の始期から小学校第三学年修了までの子を養育する被保険者について、短

時間勤務の制度を設けた中小企業事業主であつて、短時間勤務の制度に関し専門的知識を有する者に当該制度の利用促進について助言を受け、当該制度を利用した被保険者が最初に生じたもの

八〇九 (略)

第二 (略)

第三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正

育児・介護雇用安定等助成金について、次のように改正するものとする。

- 一 第一の七の(一)及び(二)に掲げる事業主に対して、短時間勤務の制度を新たに設け、かつ、当該制度を利用した労働者が最初に生じた場合に、四十万円(届出事業主にあつては五十万円とし、未届事業主にあつては三十万円とする。)を支給するとともに、当該制度を利用した二人目以降の労働者が生じた場合に、十万円(中小企業事業主にあつては、十五万円)を支給するものとする。
- 二 第一の七の(三)に掲げる事業主に対し、三十万円を支給するものとする。

第四 (略)

第五 施行期日等

- 一 この省令は、平成二十年四月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。
- 三 その他所要の規定の整備を行うものとする。